

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2024

冬号



No.582

Schedule 主要行事予定

令和6年11月～令和7年2月

11月

5日(火) 一般可

●第41回源泉所得税研修会④

【場所】 法人会会議室

【時間】 13:30～

8日(金) 一般不可

●第38回全国青年の集い福井大会

【場所】 サンドーム福井

【時間】 14:00～

11日(月) 一般不可

●青年部役員会

【場所】 法人会会議室

【時間】 19:00～

12日(火)

●街頭広報

【場所】 JR 鶴見駅東口西口

【時間】 10:00～

13日(水) 一般可

●経営者シンポジウム

【場所】 法人会会議室

【時間】 18:00～

14日(木) 一般可

●第28回ほうじん劇場

【場所】 サルビアホール

【時間】 17:30～

19日(火) 一般可

●第41回源泉所得税研修会⑤

【場所】 法人会会議室

【時間】 13:30～

24日(日) 一般可

●第17回トレジャーハンティング in つるみ

【場所】 神奈川県東部総合職業技術校

【時間】 12:30～

26日(火) 一般不可

●納税表彰式

【場所】 キリンビール(株)横浜工場

レセプションホール

【時間】 15:00～

27日(水) 一般可

●第63回チャリティーグリーン研修会

【場所】 磯子カンツリークラブ

【時間】 9:38～

27日(水) 一般可

●新設法人説明会 (※予約制)

【場所】 法人会会議室

【時間】 13:30～

12月

5日(木) 一般不可

●税制委員会

【場所】 法人会会議室

【時間】 17:00～

9日(月) 一般不可

●青年部役員会

【場所】 法人会会議室

【時間】 19:00～

10日(火) 一般不可

●青年部会12月例会 望年会

【場所】 横浜屋形船「はまかぜ」

【時間】 18:30～

19日(木) 一般可

●電子帳簿保存法説明会及び
決算法人説明会 (※予約制)

【場所】 法人会会議室

【時間】 13:30～

1月

15日(水) 一般不可

●青年部役員会

【場所】 法人会会議室

【時間】 19:00～

16日(木) 一般不可

●令和7年新年賀詞交歓会

【場所】 崎陽軒本店

【時間】 18:00～

24日(金) 一般可

●新設法人説明会 (※予約制)

【場所】 法人会会議室

【時間】 13:30～

29日(水) 一般可

●税法研修会①

【場所】 法人会会議室

【時間】 14:00～

2月

5日(水) 一般可

●税法研修会②

【場所】 法人会会議室

【時間】 14:00～

10日(月) 一般不可

●青年部役員会

【場所】 法人会会議室

【時間】 19:00～

12日(水) 一般可

●税法研修会③

【場所】 法人会会議室

【時間】 14:00～

14日(金) 一般可

●電子帳簿保存法説明会及び
決算法人説明会 (※予約制)

【場所】 法人会会議室

【時間】 13:30～

19日(水) 一般可

●税法研修会④

【場所】 法人会会議室

【時間】 14:00～

26日(水) 一般可

●税法研修会⑤

【場所】 法人会会議室

【時間】 14:00～

最新の予定については、鶴見法人会ホームページをご覧ください。



表紙写真：総務委員会メンバー

Index

第40回 法人会全国大会鹿児島大会	1～3
理事会報告	4
事業レポート	4～6
税を考える週間行事予定	6
トイレの話は水に流して	7
鶴見税務署からのお知らせ	8～9
会員優待サービスブック広告掲載企業募集案内	10～11
会員紹介	12
令和7年度新年賀詞交歓会について	13
新入会員紹介	13
会員増強	13
横浜市からのお知らせ	裏表紙

表紙モデル募集

会員ご家族の思い出に、お子様やお孫さんの成長の記念に。ホットラインの表紙モデルはいかがですか。
お問い合わせは 鶴見法人会事務局 045-521-2531

全法連主催の法人会全国大会鹿児島大会を城山ホテル鹿児島にて開催した。当会からは、大島会長以下6名で参加した。この大会は、「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場でもある。

第一部記念講演では、ANAホールディングス株取締役会長 片野坂真哉氏による「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」の講演会を開催した。



＜基本的な課題＞

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- (2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。岸田文雄政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保険料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額4.3兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまで7年間の受給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されてきており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。さらに「ジェネリック(後発薬)の使用割合を全ての都道府県で80%以上」に加え「ジェネリックの金額シェア65%以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可

能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞り費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81%(令和6年8月現在)に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難い。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証(新規交付・再交付)は令和6年12月2日に廃止されることとなったものの、令和6年6月現在の利用実績は9.9%にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスをめぐり、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、一段のカード普及にもつながる。国・地方で具体的な検討を進めるべきである。社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題と言える。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

- (2) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることをしないよう配慮すること。
- (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。
① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。
- (4) 中小企業等の設備投資支援措置
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。
- (5) 中小企業の事務負担軽減
近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数が伸び悩んでいる。また、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継

を行っていない企業もある。政府は、制度の検証を行う必要がある。なお、令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。また、インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」によると、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村が約20%に達するという。また、民間有識者でつくる「人口戦略会議」は、地域や人口規模によって、出生率の向上という「自然減対策」、人口流出の是正といった「社会減対策」が重要であることを指摘している。日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地域技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
(2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
(3) ふるさと納税は、その返礼品として地域産品を提供することで、地域振興を促す面がある。だが、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復

興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
①役員給与は損金算入とすべき
現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。
②同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、中小企業にも対応可能なコーポレートガバナンスを高める措置を講じることを条件に、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。
- (2) 少額減価償却資産の見直し
少額の減価償却資産の損金算入制度について、複数の取得価額基準が混在している。税制の簡素化、事務処理の簡便化の観点から、全ての制度を統合し、全ての法人について取得価額50万円未満は全額損金算入できるように見直すこと。
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
中小企業向け賃上げ促進税制については、令和6年度税制改正で「子育て両立支援・女性活躍支援」の上乗せ要件が新たに講じられるとともに、5年間の繰越控除が可能となった。しかし、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、賃上げ率の要件を緩和すること。

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。なお、「退職所得控除」の見直しが検討されているが、老後の生活設計を妨げることにつながるとともに、企業の人材確保や従業員の労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向(平成15年3.40→令和2年2.73)にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和4年は9.6%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)

は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ
経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
令和6年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも3年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。
①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直すこと。
②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直すこと。
③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。
⑤国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮する必要がある。
- (3) 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4) 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。
- (3) 電子申告の促進
国税電子申告(e-Tax)と地方税の電子申告(eLTAX)の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。
- (4) 森林環境税の検証
本年度から施行されている森林環境税については、森林譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証する必要がある。

令和7年度税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。
新たな財政再建目標の策定を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を!

理事会報告

10月21日(月)

法人会会議室において、理事・監事21名が出席し開催した。



大島会長

議題は、下記についての承認・報告をおこなった。

承認事項 入会・退会承認の件

報告事項 令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について
委員会・部会・支部 職務執行報告
署からの連絡事項



馬場鶴見税務署長

事業 Report

8月スポーツ例会

8月20日(火)

青年部会

8月スポーツ例会は、ボウリングを通じて青年部会員の親睦を図る事を目的として開催し、部会員39名、来賓10名、一般1名、事務局1名の総勢51名が参加した。2ゲームを実施し、青年部会とご来賓との対抗戦(参加者全員のアベレージ)とした。また、青年部会においては個人戦もおこなった。ご来賓との対抗戦の勝敗は、青年部会が勝利を飾った。



オープン経営セミナー

9月2日(月)

横浜商工会議所鶴見支部・鶴見区工業会の共催でホテルザノットヨコハマにおいて、「オープン経営セミナー」を54名が参加し、開催した。講師には、元ウォルト・ディズニーカンパニー シニアプロデューサーの大島 崇央氏をお迎えして、「ディズニー流 感動を生む企画の秘密」のテーマで講演会をおこなった。



令和6年度女性部会連絡協議会セミナー

9月12日(木)

女性部会

(一社)神奈川県法人会連法会【女性部会連絡協議会セミナー】がローズホテル横浜にて開催され、県内18法人会から約200名の女性部会員が参集、本会から8名が参加した。

第一部は、アパホテル株式会社 取締役社長 元谷芙美子

氏による特別講演。『私が社長です』の演題の下、商標登録されているというこのフレーズの由来から始まった。ご両親やご主人、お子様など、これまでの人生の歩みを明るく軽快に語り、ピンチやご苦労も前向きに乗り切ってきた姿が印象的だった。また、周りの方々への感謝の気持ちをしっかりと伝える内容で、素敵な方だということがよく分かる、心温まる講演であった。

第二部の懇親会では、他の参加者の皆さんと親睦を深め、なごやかに過ごした。



令和6年度税制セミナー

9月24日(火)

税制委員会

崎陽軒本店にて開催され、当会から10名が参加した。県連税制委員長 長谷川雅章氏、全法連税制委員 井田光政氏より「令和7年度法人会税制改正提言」について説明がおこなわれた。

また、特別講演では、講師にジャーナリスト 大高末貴氏を講師にお迎えし「メディアが伝えない国際情勢・出来事～日本人が知るべきユダヤ人の影響力～」と題しての講演をおこなった。



青年部会連絡協議会 情報交換会

9月27日(金)

青年部会

県連連絡協議会「情報交換会」がホテルプラム横浜にて開催された。当会青年部会は10名が参加した。

初めに中村青連協会長が開会の言葉を述べ、会が始まった。その後、高橋県連会長、野路相談役が挨拶を終え、事例発表が始まった。事例発表とは健康経営に関する取り組み、活動を単位会毎に企業編、部会活動編に分かれての発表であった。採点方法は全参加者が3項目を10満点で採点するというもので、当会からは原副部会長(株式会社金成)の発表であった。内容は就業開始時に行う体操の動画等を交えて、素晴らしいものであった。企業編は神奈川県法人会、部会活動編は横浜南法人会となった。講評を終え、協力保険3社現状報告があったのち、森本川崎南青年部会長の閉会の言葉で情報交換会は締めくくられた。

休憩をはさんだのちに、懇親会が行われた。各テーブルで乾いた喉を潤し、各法人会青年部会の面々と交流することができた。最後に中村戸塚青年部会長の閉会の言葉で懇親会を大盛況の裡に終えた。



第41回源泉所得税研修会第1回・第2回・第3回

10月8日(火) 10月15日(火) 10月22日(火)

源泉部会

全5回にわたり研修会を開催。

第1回は10月8日(火)に「源泉所得税の実務」をテーマに内容は「源泉所得税のあらまし」「徴収高計算書の作成、送信、電子納税」。

第2回は10月15日(火)に「社会保険料徴収事務」をテーマに内容は「健康保険料、厚生年金保険料の算出」。

第3回は10月22日(火)に「給与所得者の年末調整事務(その1)」

をテーマに内容は「年末調整のしかた」の研修会をおこなった。

第4回は11月5日(火)、第5回は11月19日(火)に開催予定。



税務研修会

10月9日(水)

女性部会

女性部会税務研修会が法人会会議室において開催され、24名が参加した。関口部会長、岡野副会長の挨拶に続き、鶴見税務署幹部4名のご紹介。

その後、第1部の鶴見税務署長 福永秀文様の講演では『税務署長のひとり言』と題し、署長の自己紹介、経歴に続き、税務機構の歴史や円の由来のご説明などを伺った。

第2部は恒例の税務署幹部による税金クイズを、5年ぶりに茶話会形式で開催。署幹部、部会員の皆さまと和気あいあいと税について学び、優勝チームには賞品を授与した。



健康ウォーキング大山登山

10月16日(水)

厚生委員会

大山とは丹沢に位置する標高1,252mの山である。今回総勢28名の方が参加され登山を楽しんだ。まず比々多神社で旅の安全祈願をし、宮司より地域の歴史について、そして御縁の大切さについてお話された。昼食に湯葉懐石料理を堪能した後、大山の阿夫利神社を目指した。ワクワクする気持ちでケーブルカーに乗り込み阿夫利神社下社に到着、神主より阿夫利神社の語源は「雨降りが転じて」の「アメフリ」が阿夫利と重なり、雨乞いの神様と古より伝わり、周辺の農民の皆様より五穀豊穡として大山を信仰していたと伝えられる。今回参加された皆様の体調や体力に応じ、山頂まで到達した方、または登れる山の高さで折り返す方、下社での参拝やお土産を購入する方など各々楽しむことができた。



つるみ臨海フェスティバル

10月19日(土)

「鶴見大好き私のふるさとーみんなで創ろうつるみ臨海部」をテーマに地域が主体となって実施する区民フェスティバルで、地元の学生等によるステージイベント(演奏など)や自治会・町内会、各種団体や企業等による模擬店の出店、様々な体験イベントなどがおこなわれた。



会員増強会議・福利厚生制度推進連絡協議会

10月21日(月)

組織委員会・厚生委員会

法人会の福利厚生制度の充実と会員増強を目的に理事会終了後、法人会会議室にて38名が参加して「会員増強会議・福利厚生制度推進連絡協議会」を開催した。

第一部会員増強会議では、横須賀委員長より、会員現況報告と会員増強依頼についての説明をおこなった。

第二部福利厚生制度推進連絡協議会では野路厚生委員長のあいさつに始まり、保険受託3社より、福利厚生制度の状況報告をおこなった。



税を考える週間行事予定

街頭広報

日時 令和6年11月12日(火)

10:00~

会場 JR 鶴見駅東口西口

共催 関係民間団体6団体

鶴見税務署

★各種パンフレット等配布

第28回ほうじん劇場

日時 令和6年11月14日(木)

受付17:00 開演17:30

会場 サルビアホール4Fホール

演目 落語、漫談等

主催 公益社団法人鶴見法人会

事業研修委員会

令和6年度納税表彰式

日時 令和6年11月26日(火)

開式15:00

会場 キリンビール株式会社横浜工場

レセプションホール

主催 鶴見税務署

トイレの話は水に流して…

私は建築の仕事を生業にしている。主には木造住宅の新築や増改築、マンションの専有部分のリフォーム工事である。大きな工事からちょっとした営繕工事まで、ざっと年間100件程度の現場をこなしている。そのお客様方の各種のご要望の中で、新築は基よりリフォームにおいても打ち合わせを多く要する内容は、弊社においての話であるが、1位：システムキッチン、2位：ユニットバス、3位：屋根を含む外装、そして、次あたりに私を含む親父連中の憩いの場「トイレ」となって来る。でも何故だかついで感がある。

「キッチン直したいのよね〜♥。ついでにトイレも。」「外壁を綺麗にしたいんだよ☆。あとトイレも」。ってな感じ。もちろん単独での工事依頼も多いが「耐震工事とトイレの改修」「断熱工事とトイレの改修」なんて言うご依頼も珍しく無い。

さて、私の先入観もあるとは思いますが、トイレの主要設備である衛生機器は「TOTO」と「LIXIL・INAX」がこの日本では主流の2大メーカーであり、その他のメーカーの追随を許していない。最もこのトイレの「衛生機器」は基本的には、便器+タンク+便座の3部材で構成されており、例えば量産品店とかで「パナソニック」製の温水洗浄便座を購入し、自宅の「TOTO」製の便器に付けているご家庭も多い事と思われる。ちなみに「ウォシュレット」とは「TOTO」の温水洗浄便座の商品名であ

り、「TOTO」以外の温水洗浄便座は「ウォシュレット」とは呼べない事を肝に銘じて欲しい（それ程の事でも無いが…）。ただし、日本初の温水洗浄便器（便座では無い）はINAXの前身である伊奈製陶が1967年、なんと57年前に作っていたのである。足でペダルを踏む事でポンプからお湯が出る方式であった。先日メーカーの研修会に参加し当該展示物を確認して来て思った事は、私が育った鶴見の実家では57年前は覚えていないが、少なくとも50年前は確実に和式便器の汲み取り方式であり、お湯でお尻を洗う概念が無かったなという事である。当然、チリ紙では拭いていた事を自信を持って明記しておきたい。

今この文章を読んでくれている方々が、現在使用している自宅のトイレを新調しようと考えた時、まずは何を優先して考えるだろうか。日頃トイレのお掃除を主に担当している方から出る要望は「掃除のし易さ」。便器に付いてしまった水垢や赤錆は、頑固も頑固。

専用のクリーナーで磨かないと落ちないなんて事もあるだろう。でもこれはもう安心、現在の主流メーカーはしのぎを削り、便器に特別な釉薬を使用する事で汚れがほとんど付く事は無い。「防臭」。これは換気扇での対応が主流とは考えるが、防臭機能付きの便座も用意されている。「デザイン」。ビックリする位の多種多様なデザインの便器+タンクが存在する。当然タンクレスと

いう給水直結型もあるがマンション等では向かない時もあり、これは専門屋に要相談となる。「内装」。床は掃除のし易さ、壁は吸湿効果の高いもの、天井はコスト優先か。そして、結構ネックになるのが「節水」である。最近の便器の洗浄には5L程度のの水しか使用しない節水型が主流であり、逆にいえば従来の10L以上便器の洗浄に水を使う商品が存在しない。良い事???と判断されているお客様が多い。

確かに住宅で使用する水道量の一番多くを占めるのはトイレであるからだ。ただし、この洗浄の為に水の使用量は便器を洗浄するに必要な量であって、排便管を通して汚物を処分する量とは異なるのである。よって…そう、トイレが詰まり易くなる事があるのだ。

これは敷地に埋められている汚水管の勾配がキチンと取れていれば問題は無いが、築30年以上前の建物であると要検討であろう。

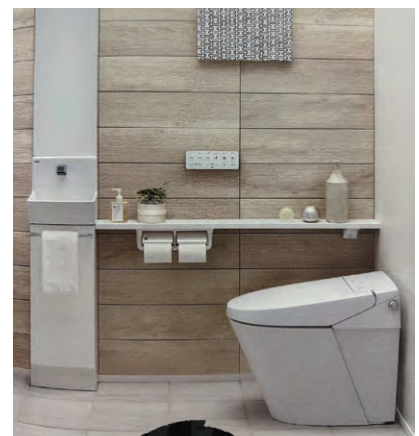
対応策として、大きな方をしたら2回流すとかであるが節水の考えとは真逆の対応策である。悩ましい。

長々とトイレの事ばかり書いてきた。主観も入っている為、異論も存在すると思う。まあ、そこは大きな目で見て頂き水に流して頂きたい。トイレの話だけに…。お後がよろしいようで<(_)_>。

広報委員長：菱田 恒三



写真左上、左下：明治時代の便器



法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

- ◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
- ◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」
に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については右ページをご覧ください。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」



Check



財務諸表データの作成方法

【「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応】

パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

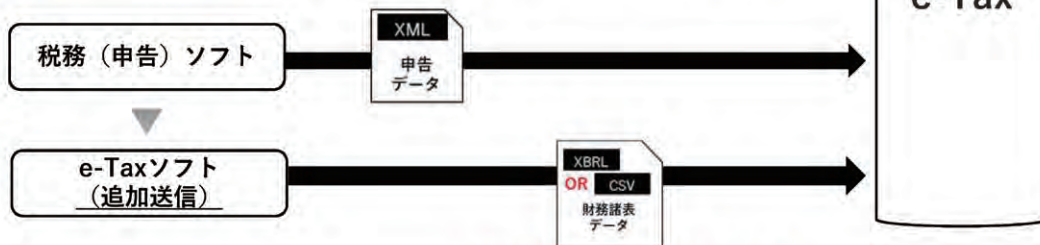


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、[e-Taxホームページ](#)をご覧ください。

財務諸表データの送信



会員優待サービスブック 広告掲載企業 募集中!!

掲載無料!
費用は一切かかりません。

申込締切
2025年
1月20日(月)

神奈川県内の18法人会（横浜中・横浜南・保土ヶ谷・戸塚・神奈川・緑・鶴見・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・鎌倉・藤沢・平塚・厚木・大和・相模原・小田原）では、会員優待サービスブックへの広告掲載企業様を募集しております。
応募された企業様は、会員優待サービスブックへ無料で広告を掲載することができ、神奈川県内の約3万社の会員企業に、サービスが紹介されます。

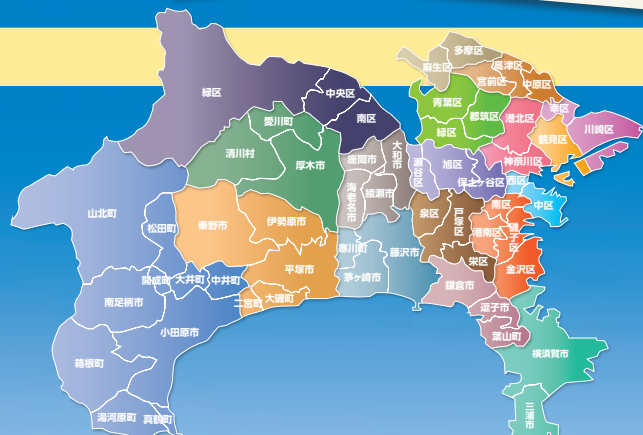
掲載の条件

- 18法人会（横浜中・横浜南・保土ヶ谷・戸塚・神奈川・緑・鶴見・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・鎌倉・藤沢・平塚・厚木・大和・相模原・小田原）の会員企業であること
- 会員優待カードを提示した際、何らかの特別なサービスをして頂くこと
(例：料金5% OFF、無料体験、粗品進呈など)



会員優待サービスブックとは

神奈川県内の18法人会の全会員企業に配布される、会員優待サービスが掲載された冊子です。エリア内の会員企業、約3万社に配布されています。毎年サービスの利用者が増えており、今後も利用回数の増加が見込まれています。



申込をご希望の会員様は
右ページをご確認ください

横浜中法人会 中区・西区	横浜南法人会 磯子区・金沢区・港南区・南区	保土ヶ谷法人会 保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区	戸塚法人会 戸塚区・栗区・泉区	神奈川法人会 神奈川区・港北区
緑法人会 緑区・青葉区・都筑区	鶴見法人会 鶴見区	川崎南法人会 川崎区・幸区	川崎北法人会 中原区・高津区・宮前区	川崎西法人会 真生区・多摩区
横須賀法人会 横須賀市・三浦市	鎌倉法人会 鎌倉市・三浦市・逗子市・鎌倉町	藤沢法人会 藤沢市・多摩町・藤川町	平塚法人会 平塚市・伊勢原市・相模原市・大和市・二子町	厚木法人会 厚木市・愛川町・清川町
大和法人会 大和市・厚木市・相模原市	相模原法人会 緑区・中央区・南区	小田原法人会 小田原市・北北町・小田町・相模原市・高野町・松木町・平塚市・南町・茅ヶ崎市・海老原市		



会員優待サービスブック 掲載希望の事業所や 店舗のご応募お待ちしております。

広告掲載企業 募集中!!

掲載希望の方は...

下記の手順に沿って、神奈川県内法人会会員優待サービスのホームページより掲載申込フォームから送信してください。アドレスは <https://houjinkai.kanagawa.jp>
(ホームページからの申込が難しい場合は、所属の法人会へお問合せください。)

【お申し込みは法人会会員に限ります】

※内容によっては掲載をお断りする場合がありますので予めご了承ください。また、本サービスへの掲載は、掲載企業の責任において行うものとし、利用者とは掲載企業との間にトラブル・損失・損害が生じた場合、当会は一切責任を負いませんので予めご了承ください。

飲食店 レストラン 〇〇〇 〇〇〇駅

オーガニック食材に
こだわったイタリアン料理
をご提供いたします。

写真やイラスト

0,000円以上
ご利用に限り
00%OFF

住所/横浜市中区〇〇〇〇〇-〇
電話/045-000-000 FAX/045-000-0000
最寄駅/JR 根岸線「〇〇駅」より徒歩5分
営業時間/10:00~21:00 (L.O.20:00)
定休日/月曜
URL/http://www.aaaaa E-mail/aaaa@aaaaa.co.jp

原寸掲載例



パスワードを入力

1 パスワード入力画面より、パスワード
khr-2024 を入力してください。



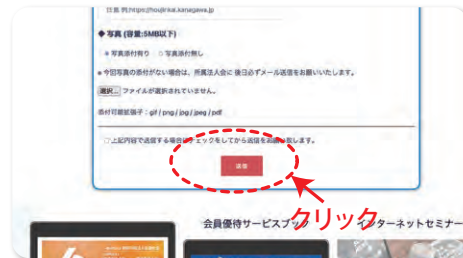
お知らせ 該当の法人会を選択

2 優待サービス実施店募集メニューより該当
の法人会を選択してください。



必要事項を
入力

3 掲載申込フォームより必要事項を入力して
ください。



クリック

4 入力内容、写真添付等が完了しましたら、
送信ボタンをクリックしてください。

神奈川県法人会連合会

内容は随時更新しております。

- 横浜中法人会** TEL. 045-662-6433 FAX. 045-641-8222
E-mail yokonaka@houjinkai.or.jp
- 横浜南法人会** TEL. 045-370-8261 FAX. 045-370-8271
E-mail info@ym-houjinkai.or.jp
- 保土ヶ谷法人会** TEL. 045-332-4360 FAX. 045-333-5802
E-mail yokohama@hodogayahojinkai.or.jp
- 戸塚法人会** TEL. 045-861-8743 FAX. 045-864-6953
E-mail info@totosuka-houjinkai.com
- 神奈川法人会** TEL. 045-633-7666 FAX. 045-633-7592
E-mail info@kanagawahojinkai.or.jp
- 緑法人会** TEL. 045-971-5751 FAX. 045-971-5736
E-mail info@midorihoujinkai.or.jp
- 鶴見法人会** TEL. 045-521-2531 FAX. 045-503-2051
E-mail hojinkai@tsurumi.or.jp
- 川崎南法人会** TEL. 044-276-8731 FAX. 044-276-8738
E-mail info@km-hojinkai.or.jp
- 川崎北法人会** TEL. 044-799-1791 FAX. 044-799-1793
E-mail contact@kawa-kita.or.jp

- 川崎西法人会** TEL. 044-980-4131 FAX. 044-980-4646
E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp
- 横須賀法人会** TEL. 046-825-7100 FAX. 046-826-3073
E-mail office@yokosuka-hojinkai.com
- 鎌倉法人会** TEL. 0467-22-1131 FAX. 0467-22-4600
E-mail km806989@fsinet.or.jp
- 藤沢法人会** TEL. 0466-22-6444 FAX. 0466-24-2100
E-mail info@fujisawahojinkai.or.jp
- 平塚法人会** TEL. 0463-21-2891 FAX. 0463-24-0785
E-mail office@hiratuka-hojinkai.or.jp
- 厚木法人会** TEL. 046-221-1055 FAX. 046-222-3808
E-mail info@a-net.or.jp
- 大和法人会** TEL. 046-260-0511 FAX. 046-260-0515
E-mail jimukyoku@yamato-hojinkai.or.jp
- 相模原法人会** TEL. 042-755-3027 FAX. 042-753-3273
E-mail info@sagamiharahojinkai.or.jp
- 小田原法人会** TEL. 0465-23-3641 FAX. 0465-23-5109
E-mail odawara-hojinkai@nifty.com

会員紹介



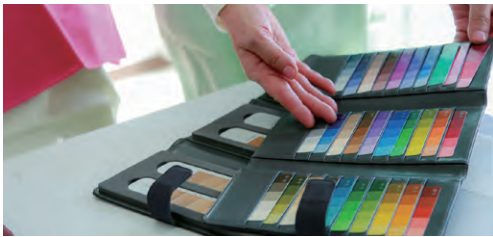
サービスブック同封の会員優待カードご提示で
★マークのサービスが受けられます。

フェイシャル&メイクさくら

★フィットカラーレッスン or フェイシャルエステ
3,300円→50% OFF

フェイシャル・メイクアップ・フィットカラーレッスンなど、キレイを引き出すメニューをたくさんご用意しています。さまざまな年齢・職業の女性が集う、お子様連れもOKのアウトホームなサロンです。ご予約はお電話またはホームページのライン公式からお気軽にどうぞ。

- 住所 横浜市鶴見区平安町 1-58-12 4F
- 電話 045-504-3126
- 最寄駅 鶴見市場駅
- 営業時間 10:00 ~ 18:00
- 定休日 日祝日(応相談)



ホームページ

花藤 Wisteria

★10%OFF来店に限る(一部不可)

フラワーアレンジメント、プリザードフラワー、お花の事なら何でも。お待ちしております。

- 住所 横浜市鶴見区市場大和町 4-26
- 電話 045-501-7312
- 最寄駅 京浜急行線「鶴見市場駅」徒歩1分
- 営業時間 月~金 10:00 ~ 18:00
土・祝日 10:00 ~ 17:00
- 定休日 日曜日(祝日は除く)
- URL <https://www.instagram.com/furaneru.mami/>
- e-mail wisteria.m12@gmail.com



新横浜商事株式会社

★オフィス家具・什器をお買い上げの方
購入代金 30% OFF (別途配送料)

1972年の創業以来、大手オフィス家具メーカーの協業会社として「オフィス家具・什器類の配送搬入、組立据え付け作業」の事業を行っています。また、ご使用中のオフィス家具類の防振施工など各種宮繕作業、オフィス家具類の販売も行っています。

- 住所 横浜市鶴見区本町通 3-163-3 MIYAビル5F
- 電話 045-502-0087
- FAX 045-503-3668
- 最寄駅 京浜急行線「京急鶴見駅」
- 営業時間 10:00 ~ 18:00
- 定休日 土曜・日曜・祝日
- URL <https://www.shinyokohamashoji.com/>
- e-mail info@shinyokohamashoji.com



ブティック アルファミーノ

★お買い上げ金額より 1,000円引き

※一部除外品あり

お気に入りが見つかるはず！
素敵なお洋服を揃えて、
お待ちしております。

- 住所 横浜市鶴見区豊岡町 2-1
- 電話 045-582-8459
- 最寄駅 JR 京浜東北線「鶴見駅」西口 西友 2F
- 営業時間 月~土 10:00 ~ 19:30
日曜・祝日 10:00 ~ 18:30
- 定休日 不定休





新年賀詞交歓会のお知らせ



公益社団法人 鶴見法人会
会長 大島 正之

晩秋の候 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新しい年は皆様にとって素晴らしい年となりますよう祈念し、新年賀詞交歓会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年1月16日(木) 受付 午後5時30分 開会 午後6時
- 2 場 所 崎陽軒本店 住所:横浜市西区高島2-13-12 TEL:045-441-8880
- 3 参加費 9,000円(当日受付までご持参ください)
- 4 定 員 120名 定員になり次第締め切らせていただきます。
- 5 申込方法 12月20日までに鶴見法人会事務局あてFAXにてお申込みください。
FAX:045-503-2051 TEL:045-521-2531



☆お席ご用意の関係上、事前お申込みのない場合はお断りする事もございます。

尚、参加申込み後1月10日以降の取り消しは参加費をいただきます。ご承知おきください。

新入会員紹介

支部名	法人名	正会員・賛助会員		氏名	住 所	業 種	紹介者
		電 話					
駒岡末吉	特定非営利活動法人横浜中小企業診断士会	正会員	久保田昌宏	上末吉1-27-61	コンサルティング、補助金申請支援	大同生命保険(株)	
		642-7006					
鶴見中央	横浜信用金庫鶴見駅東口支店	法人賛助	森 麻里子	鶴見中央1-2-1	金融業	(株)日本アシスト	
		505-1101					
鶴見中央	マジック研究所	個人賛助	小林 洋介	鶴見中央1-28-11メスカールメゾン202	小売業	(株)さくら電気クリエート	
		070-2440-8556					
駒岡末吉	横浜信用金庫駒岡支店	法人賛助	松田 潤	駒岡4-23-20	金融業	(株)日本アシスト	
		584-1411					
鶴見西	横浜信用金庫馬場支店	法人賛助	幅上 和男	東寺尾1-3-15	金融業	(株)日本アシスト	
		583-1461					
鶴見中央	(株)東洋エレクト	正会員	仲田 匡樹	鶴見中央2-4-9-101	電気設備工事業	横浜信用金庫生麦支店	
		642-6880					
潮田	(株)佐藤工業	正会員	佐藤 清崇	下野谷町3-88-14MKannex1F	鋼構造工事業	横浜信用金庫馬場支店	
		511-3588					
鶴見西	(株)D-l'z	正会員	兼島 尚志	北寺尾6-18-20	建築・土木	AIG損害保険代理店:藤テンダー	
		070-5570-7398					
鶴見中央	鯉処 仙	個人賛助	町田 好之	鶴見中央2-5-3MKビル1F	飲食店	(有)菱田工務店	
		710-0700					
駒岡末吉	(株)zed	正会員	柴田 和子	上末吉2-11-17-3ユナイト末吉フランクの杜103	建設業	横浜信用金庫末吉支店	
		080-9708-0418					
鶴見中央	(株)勝	正会員	呉 泰容	鶴見中央4-1-1 1F	飲食業	横浜信用金庫鶴見支店	
		508-0555					
豊岡佃野	生き甲斐(株)	正会員	柴馬にまる	豊岡町18-22日新ビル3F	食品小売業、職業紹介業	横浜信用金庫鶴見支店	
		080-4065-9123					
鶴見中央	(株)YD-Plants	正会員	山下 大地	鶴見中央5-16-13モダンルイズ鶴見205	植物工場での栽培	(有)亀村屋	
		090-9339-8147					
鶴見中央	(株)アイ・サポート	正会員	松本 卓二	鶴見中央2-13-18	相続に関する一般手続き支援	(税法)アイ・パートナーズ	
		503-2895					
鶴見旭	目代工業	個人賛助	目代 楓	馬場1-5-30コートレジデンス菊名402	建設業	澤野商事(株)	
		090-4852-2209					

鶴見法人会に入りませんか？ 法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約1800社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAX で電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

<提出にあたりご留意いただきたいこと>

- **法令上の提出期限は1月31日です。早期提出にご協力をお願いします**
1月27日頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。
- **eLTAXで提出する際の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）です**
eLTAXを利用して横浜市に給与支払報告書を電子提出する際は、提出先の市区町村コードは「141003」（横浜市のコード）としてください。横浜市では、給与支払報告書は特別徴収センターで一括して収受しています。
- **納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています**
横浜市では、個人住民税（特別徴収分）の納入書は給与支払報告書（総括表）の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています（電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません）。

【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
電話：045-671-4471
受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）



横浜市 特別徴収

検索

- ◆ eLTAXで給与支払報告書を提出した場合、「特別徴収税額決定（変更）通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」それぞれの受け取り方法を、電子データか書面のいずれかを選択することが可能です。なお、年度当初に決定した受け取り方法は、原則、年度途中での変更ができません。また、電子データと書面の両方での受け取りはできません。詳細は横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「特別徴収税額決定（変更）通知書の電子化について」を御確認ください。
- ◆ 特別徴収税額通知を電子データで受け取っている場合、地方税共通納税システムで電子納税する手順がより簡易になります（入力項目が減少し、省力化できます）。

～償却資産申告書（固定資産税）の提出について～

令和7年度分の提出期限は、令和7年1月31日（金）です！

<よくある質問>

- Q1 賃貸用駐車場を所有していますが、申告は必要ですか？**
A1 舗装やフェンス等は償却資産に該当するため、申告が必要です。
- Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？**
A2 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

【お問合せ先】

横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）
〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階
電話：045-671-4384 Fax：045-663-9347
受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・休日・年末年始を除く）
※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。



横浜市 償却資産センター

検索

eLTAXを使用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます。

納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM
横浜市の対象税目：個人市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、個人市民税・県民税（退職所得）、法人市民税、事業所税
※地方税お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）が納付できます。

エルタックス

検索